

みやぎの養殖業グリーン化事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日
農政水産部水産局水産政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、環境負荷低減型養殖業に向けた取組を推進するため、予算で定めるところにより、市町村及び養殖業者等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「事業主体」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、次の表のとおりとする。

項目	補助対象経費	補助率	重要な変更
海面養殖 グリーン 化事業	1 直接補助事業による場合 海面養殖における人工種苗の導入尾数増加、配合飼料の使用量増加、無給餌養殖（貝、海藻）の開始又は生産拡大に要する経費	2 分の 1 以内	県費補助金の増額又は 30% 以上の減額を伴う変更
	2 間接補助事業による場合 補助事業者が事業主体に対し、海面養殖における人工種苗の導入尾数増加、配合飼料の使用量増加、無給餌養殖（貝、海藻）の開始又は生産拡大を支援する経費	10 分の 10 以内 (間接補助事業に係る補助対象経費の 2 分の 1 の額を上限とする。)	

陸上養殖 グリーン 化事業	1 直接補助事業による場合 陸上養殖の新規参入のための 施設整備や環境負荷低減となる 機器導入に要する経費	3 分の 1 以内	県費補助金の 増額又は 30% 以上の減額を 伴う変更
	2 間接補助事業による場合 補助事業者が事業主体に対し、 陸上養殖の新規参入のための施 設整備や環境負荷低減となる機 器導入を支援する経費	10 分の 10 以内 (間接補助事業に係る補 助対象経費の 3 分の 1 の 額を上限とする。)	

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第 5 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 直接補助事業による場合

ア 第 2 条第 1 号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から 3 か月以内のもの。写しでも可。)

イ 第 2 条第 2 号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第 3 号)

ウ 第 2 条第 3 号に係る(暴力団関係者に該当しないことの)誓約書(別記様式第 4 号)

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 間接補助事業による場合

ア 補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等

イ その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第 6 条 規則第 5 条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第 1 条の補助金の交付対象となる事業をいう。)の完了した日の属する年度の終了後 5 年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に定める期間を経過するまで保管すること。

(2) 知事は、規則に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、補

助事業者に対し調査し、報告を求めることができるものとする。

(3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、第3条の表に定める重要な変更以外の変更とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに作成し、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第1号）

(2) 収支決算書（別記様式第2号）

(3) 海面養殖グリーン化事業にあっては、領収書等の補助対象経費を支出したことを証する書類（写しでも可）

(4) 陸上養殖グリーン化事業にあっては、領収書等の補助対象経費を支出したことを証する書類（写しでも可）及び完成写真

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第 12 条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第 2 号及び第 3 号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数 5 年以上のものとする。

(書類の提出部数等)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数はそれぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係るみやぎの養殖業グリーン化事業費補助金から適用する。
- 2 養殖グリーン成長戦略推進事業費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日定め）は、廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。

別記

様式第 1 号（第 5 条、第 11 条関係）

事業計画（実績報告）書

1 事業の目的（実績）

2 事業計画（実績）の概要

3 事業の内容

（1）海面養殖グリーン化事業

ア 人工種苗の導入尾数増加

事業主体※ 養殖魚種	人工種苗導入計画(実績)①		前年度導入実績②		補助対象 ①－②
	尾（産） 尾（産）	計 尾	尾（産） 尾（産）	計 尾	尾

※間接補助の場合は養殖魚種名の上に事業主体名を記載すること

イ 配合飼料の使用量増加

事業主体※ 養殖魚種	配合飼料使用計画(実績)①	前年度使用実績②	補助対象 ①－②
	kg	kg	kg

※間接補助の場合は養殖魚種名の上に事業主体名を記載すること

ウ 無給餌養殖（貝、海藻）の開始又は生産拡大

事業主体※ 養殖種	生産計画(実績)	前年度生産実績
	導入種苗(種糸)数量 個・kg・m 養殖規模(筏、かご、ロープ) 台・個・m	導入種苗(種糸)数量 個・kg・m 養殖規模(筏、かご、ロープ) 台・個・m

※間接補助の場合は養殖種名の上に事業主体名を記載すること

（2）陸上養殖グリーン化事業

事業主体※ 養殖種	施設整備、機器導入計画(実績)	環境負荷低減の内容

※間接補助の場合は養殖種名の上に事業主体名を記載すること

4 経費内訳

区 分	金 額	内 訳
(1)海面養殖 グリーン 化事業	円	
(2)陸上養殖 グリーン 化事業		
合 計		

5 事業完了（予定）年月日

収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
合計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
(1)海面養殖 グリーン 化事業	円	円	円	円	
(2)陸上養殖 グリーン 化事業					
合計					

年 月 日

殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

□ 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

年 月 日

殿

住 所

ふりがな

氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓約書

私は、みやぎきの養殖業グリーン化事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び事業実施主体の構成員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

殿

住 所

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

補助金変更承認申請書

年 月 日付け で補助金交付決定通知のあったみやざきの養殖業グリーン化事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、みやざきの養殖業グリーン化事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更承認申請額

3 添付書類

事業計画書（別記様式第 1 号）

収支予算書（別記様式第 2 号）

4 本件担当者氏名等

(1) 担当者氏名

(2) 電話番号

(3) 電子メール

年 月 日

請求書

殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け で補助金交付決定通知のあったみやざきの養殖業グリーン化事業費補助金について、下記により金 円を交付されたく、本事業交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	
支店名	
口座名義人	
口座の種類 (普通預金等)	
口座番号	
備考	

担当者	
連絡先	

年 月 日

殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け により補助金交付決定通知のあったみやざきの養殖業
グリーン化事業費補助金について、みやざきの養殖業グリーン化事業費補助金交付要綱第 11
条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け第 号による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |